

10部
5170

昭和二十二年十二月三十一日

海軍軍需品の處理に関する報告

第二復員期

1670

目次

六序言

一 所謂終戦直後の軍需品緊急放出に就て

(イ) 終戦時に於ける軍需品の保有状況

(ロ) 所謂民生への緊急放出に就て

(ハ) 終戦後残務部隊の自活用品資及復員者の携行した被服、糧食

(ニ) 連合軍への引渡物資(特殊物件)

(ホ) 所謂隠匿物資(不正放出)の概況に就て

(ヘ) 終戦時の軍需品不正處理事件の概要

二 連合軍進駐以後に於ける物件の保管、供給、調達其の他の處理一般狀

三 昭和二十二年十二月一日現在に於ける軍需品及復員物資の状況並びに

之が今後の處理要領

七 附言

舊海軍軍需品の廃棄に関する報告

一 序 言

終戦直後の軍需品緊急放出及其の後に於ける隠匿蔵物資の摘發處理を
繞つて政府としては各種委員會等の機關を設置して鋭意調査善處に努
める所があつた、又議會に於ても之が調査に關する特別委員會が出來
て問題の究明を審議され其の報告も公式に發表されて居る、従つて放
出軍需品に對する關心は國の内外を通じ終戦後二ヶ年有餘を過ぎた今
日益々昂まりつつあるやに見受けられる、勿論隠匿蔵物資摘發の目的
は主として軍需品が放出されてから以後の行方を探究して其の國家的
活用を圖るに在るものと認められるのであるが同時に放出に際しての
措置の適否並に之が責任をも追及されるものと思はねばならぬ、即ち
政府側としての當事者であつた舊海軍及第二復員局は此の意味に於
て相當重大な關聯を有する次第である、事實問題として此の二ヶ年間
に亘り我々自体で調査處理した物件關係中不正放出又は横領を數てし

た事件も絶無ではないし、又之が爲にこそ我々は此の二ヶ年間實に泣くにも泣けない様な侮辱にも、悪質「デマ」にも唯々黙止を續けて國民に對する陳謝の意に代へて來たことであつた

然し第二復員局も愈閉廳されるに際して國民の疑惑と誤解とを其の儘にして自らの深しとするが如きは到底恐ひ得ない氣持であり且又國民各員としても責任ある風相は一刻も速に之を明白にして置き度い意圖を有せられることを確信する次第である、而も第二復員局は解体の隣前迄猶相當量の物資保管を續行して來たことであり、之等の狀況をも明確に公開し、之が今後の處理要領等をも説明して置かなければ將來其の疑惑を招來したり或は惡徳行爲を誘發したりする虞もあるので此の際誠意と責任とを以て物件處理關係の全貌を積極的に公示すること我々の國民に對する義務であると信する、此の意味に於て以下簡單乍ら、終戦直後の軍需品緊急放出狀況、爾後に於ける物件の簡便、調査、放出狀況、物品保管の現状、及に有保管物件の今後の處理要領等

の大要を報告することと致し度い

所謂終戦直後の軍需品緊急放出に就て

終戦時に於ける軍需品の保有状況

終戦時に於ける海軍軍需品の保有状況を明確にすることは本土決戦準備の爲物資が大規模に移動集中されつつあつたこと、相當量の疎開格納が促進中であつたこと、各現地の空襲被害を適確に把握し得なかつたこと、過度に解員を強行促進せしめねばならぬ状況下に於て爾後の調査を益困難としたこと、關係書類の大部を焼失したこと、その他各般の原因に基き相當困難な問題である

然し爾後二々年間の熱誠な努力の結果今日に於ては絶対精確とはいへない迄も概ね良心的數額を調査し得たものと認めて居る、即ち全現地の作戦部隊に既に供給済であつた物資中には損害、消耗等の状況が不明の部分があり、(海軍の全保管量から見れば一部に過ぎない見込)又民間社へ嫁入中の物資に就ては差當り會社側申告の數に於

の儘を統計してある（爾後明確な精算資料を得たから目下更めて統計作業中であるが）から此等の點に關しては自信ある數字を計上したとは聞へないけれども其の他の軍需品類の大部即ち物資の供給元とも關ふべき各軍需部、経産部、港務部を始め工作廳、作業廳及各物資集積所（計一六二ヶ所）に於ける保管物資の品種、數量は概し察し得たものと認めて居る

而して之等の數額は過般の衆議院に於ける隠匿藏物資に關する時が委員會へも集計表として提出してあるが主要なもの數例を次ぎの通りである

石炭	二一二千屯
揮發油	一一千坪
重油	三五千坪
毛布	三七〇万枚
服類	四五〇万着

靴	二四五万足
主 貨	二二八千石
自動車類	五、九四三臺
木 材	一四七万石
雜役船	四、一一五隻

(四) 對民生への緊急放出に就て

昭和二十年八月十四日の閣議決定の趣旨に基いて行はれたものであるが當時の海軍としては各地に終戦の悲石しを曲解しつつあつた。種の分子があつたので一刻も速に軍隊と兵器とを隔離する必要上、小の混亂を顧みず時に緊急を以て解員並に物資放出を強行せねばならぬ實情にあつた。従つて連合軍の進駐が早期であつた神奈川、鹿兒島、千葉の各縣の一部等に於ては爾後の物資處理に關する調査が全く不可能の所も無くはない。然し其の他の大部分の地區に對しては成し得る限りの調査を行つた結果昭和二十年五月迄に概ね自

心的に公示し得べき放出品目録を作成して之を進駐軍司令部に提出
すると共に内務省へも送付した。又其の概略集計表は衆議院の
委員会へも提出済である、故に之等資料に基いて行けば國家として
は終戦時の不適正な配分を是正することも可能であるし且所要の
計處理も進め得べき筈であり又現に内務省調査局及大蔵省國有財産
部は爾後幾多の配分調整や、會計處理を行つて来たこと尙も特殊物
件の整理と同様なことは御承知の通である

然らば之等放出物資の品種、數量及行先は果して如何であるか、鐵
道並に船舶造修用資材、器具は主として運輸省へ、土建用器材は主
として鐵道總局へ、通信用器材は逓信省へ、醫療用器具、機噐は厚
生省へ、被服糧食の大部は地方官衙へ、其の他燃料、機噐器具、原
材料、需品、調度品に至る迄各官廳、公共團體、民間社、個人等に
保管轉換又は拂下放出を實施したるものとして其の數量、行先共に

餘りにも膨大であつて放出品目録を詳細検討する以外に之が
も把握するの方途はない様に思はれる。僅かに數列を示すまで

木 材 百四十數万石

主 食 一三千八百石

毛 布 六六三千枚

服 類 一、一一三千着

靴 六、一二千足

程度に上る次第である

(註)

之等拂下品及終戦時の保有物件數量等を價格の總額を以て示す
う要望せられる場合がある。然し之は事實の所屬的には不可
である、何となれば各品の價額評定は、たとへ戦時帳簿價格を
一適用するとしても各物資には新品あり、中古品あり、既出
り、又各物資の半作品、仕上り程度等に亘り夫々專問的計測を

なければ行ひ得ないものであるからである

従つて政治的又は宣傳上等の立場から之等に関し若干無責任な
補數字として取扱はれる場合に於ても我々としては明確な根拠が
ない限り從來之を黙殺するの態度を採つて來たのであり、今後も
亦同一態度を續けるであらう

(1) 終戦後残務部隊の自活用物資及復員者の拂行した被服、糧食

終戦後各部隊、各廳の一部人員は所謂残務處理員となつて所有軍
品の處理を理を進めると共に連合軍の進駐に伴ひ其の指令に基い
て目錄を附して全物資を引渡したのであるが右完了迄の自活用の爲
若干の物件を消費して居る、又各復員者には或程度の被服糧食の
行を許可した、其の主要なもの其の數量を彙計すれば概略次の通であ
る

(1) 自活の爲に消費したもの

米、麥等の主食

一四、〇〇〇屯

(2) 復員者の携行したもの

備	結	一、五〇〇屯
石	炭	一八、一七〇屯
重	油	六、二〇〇屯
揮	油	二、四〇〇斤
米、麥等の主食		四、一六〇屯
靴	鞋	九〇〇屯
毛	布	二、六〇〇、〇〇〇枚
服	上	各二、六〇〇、〇〇〇着
服	下	一、三〇〇、〇〇〇足
靴	鞋	一、三〇〇、〇〇〇着
靴	鞋	五、二〇〇、〇〇〇足

（3）台軍への引渡物資

陸軍部令第一號の指示に基き全軍需物資は昭和二十

年八月三十一日正子現在を以て目録を作成し之に依つて直接各現地
に引渡した。此の作業は概ね二十年十二月迄に之を終了したので
ある。而して右引渡し目録寫は第二復員局には現有して居ないけれ
ども各地方復員局には（横須賀のみが火災に依つて焼失した外）保
管してあるし又引渡物資の大部は内務省地方機関に返還され所謂特
殊物件として處理されたので特殊物件目録に依つても之が調査は可
能の筈である

尙海軍省又は第二復員局としては終戦後米國第五艦隊司令部の命
命に依り護衛船を以てする在外邦人の遣送及日本近海の掃海作業等
に從事して來たのであるが之等業務に必要な需品類、衣糧類、滋修
材料、掃海要具等は米國艦隊の許可に依り接收を受けることなく其
の確保、供給、消費を續けて來た。而も之等は終始嚴正な會計規
則と善良な監督の下に處理を進めて來たのであつて其の状況は第三
節に於て詳細後述することと致し度い

は所謂隠匿物資の對象に就て

海軍が終戦時民間へ放出した物件が蓋した。未だ海軍に上ることとは
前各號に依つても明かであるが之等は品類、数量、種別が記録され
て居るから一應正規の放出品と認めらるべきである。然らば隠匿物
資の定義は何であらうかといふと巷間に於ても明確な解釋は爲され
て居ないやうであるが我々としては終戦時の不斉放出品を斷然とす
べきものとの意見である。勿論正規の放出品や純然たる財団法人が處
分した物資等の中にも隠匿物資であるとの誤解を蒙つたものも尠く
は無かつたけれども之等は本質的に見て一應正規の放出品と認め得る
から現在之等物資が過度に多量に蓄積されて居る。又は遊休の隠匿
物資として居るやうな場合に限り退蔵物資として取扱はるべきではな
らば隠匿物資と謂ふのは當らないものと認める。
抑て然らば終戦時に於ける海軍からの放出品中所謂不斉放出品に該
當する數量が幾何あつたかと問はれる。既に前各號に於て詳述する。

待ない、何となれば既往二々年有餘に亘り我々は少數の検査者を以て凡ゆる努力を盡して調査回収に當つて相當の效果は收め得たのである、故に我々としては終戦時の總保管數量、終戦時の調査し得た放出數量、進駐軍への引渡數量及終戦以來保管消耗を續けて來た數量等を比較校計して調査不能の數量を算定し一應之を不法放出と見做さざるを得ない次第である、勿論此の數量と雖も全部が全部不法放出で無かつたことは當時の情勢上から見て明白であるけれども兎に角我々としても將又日本政府としても等不明放出品に對しては回収調整の手段が無いのであるから一應調査不能の分を以て隠匿物資の對象とせざるを得ない次第である、而して右不明の數量が終戦時の總保有數量に比較し極めて一小部に過ぎなかつたことは次の數列に見るも明白である

品名	保有量	行方不明量	比率
米	二二八、〇〇〇石	四一、八〇〇石	一八%

毛布	三七〇万枚	三万枚	一%
服類	四五〇万着	八万七千着	二%
靴	二四五万足	三万五千着	一%
自動車	五、九〇〇臺	一、〇〇〇臺	一七%

即ち米及自動車に就ては甚だ不成績であるけれども、米は當時に於ける民生逼迫に伴ふ必然の姿を如實に示すものであり又自動車は足を有して居る丈行方不明が多かつたことを表はして居るので爾後の調査も極めて困難である、其の他被服類に就ては右の通正規を成績であり外の物資に就ても大体五%内外（稀に一〇%）となる見込であるから總括して一割以内であるとの自信を有する次第である

隠匿物資の對象に就ては右の通であるが之が隠匿物資の對象となると更に幾多の問題が派生する、何となれば前述の通正規の放出品中にも退蔵物資と認められるものがあると察せられるからである然し我々の権限と事務とは軍需品が他へ移轉される迄のことである

てその後の配分や、調整や、処理は何れも夫々所管官廳が所掌され
たこと論を俟たない

終戦時の軍需品不正處理事件の概要

終戦時に於ける軍需品放出に伴ふ軍人及軍屬の不正事件に對しては
我々として特に嚴重且徹底的に調査を遂げると共に夫々適正な處理
を了した、即ち昭和二十年八月十五日乃至昭和二十一年三月三十一
日の期間に於て第二復員裁判所に於て受理した犯罪の件数は七二一
件に達しその内二八三件は不起訴となつたがその他は總て起訴又は
檢事局送致を見た

其の後第二復員裁判所の閉止に伴ひ所謂司法省系の檢察處理を受け
たもの又は受けつつあるものも二〇乃至三〇件程度に上つて居る、
之を金銭的に集計すると約九十萬九千圓となるけれども内一件が八
十一萬圓の携帶逃亡と關ふ不正があるので其の他の件は米を數俵奪
取したとか、被服數十點を積領したとか極めて程度の輕いものであ

何れにせよ如何に敗戦時の混亂中とは謂へ、斯の類不正事件を……
せしめたことは舊海軍の名に於て國民に對し誠に申請ないこと……

唯當時の在内地海軍軍人約一二五万人、軍屬約九〇万人計約二百……
万人の解員に際し不正事件僅かに八百件以下であつたことは……
中にも自らは若干慰め得る點も無いではない

三連合軍進駐以後に於ける物件の保管、供給、調達其の他の……
況

舊海軍省から第二復員省を経て逐次機構の縮少を見て來た第二復員局
は此の間日本近海の掃海、在外邦人の内地還送、引渡艦艇類の保管、
整備、回航、引渡等の特別業務に従事して來たのであるが右遂行の爲
には相當の物件類を保管し且補給を必要としたことは前述の通りである
にして之等物件類を取扱上の性格から見る時は次の三類に類別するを

第一は連合軍の引渡物件の項に於て前述した所謂當時の米國軍司令部の了解指示に基き我々の特別任務遂行用として保管補給を以て來た舊軍需品類である、之は其の量も最も多かつたし又米國軍司令部の許可を得なければ處理せし得ないものであつた、而も米軍側としては之等物件が内務省へ歸せられる毎に一々日本政府への返還物資目録へ計上するとの解釋を以て居るのであるが第二復員局は之を準特殊物件と呼稱して特殊物件と全く同様に内務省の處理方針に従つて處分する建前を堅持して來た、第二は舊軍需品ではあるが一應連合軍が接收の形式を採つた上日本政府へ返還したものの所謂特殊物件を我々が内務省から再配分を受けたものである、之は日本側の見解を以てすれば全く國內問題として處分を認め可然と認めて居るのであるが性質が舊軍需品であつた上に關東海軍司令部としては容易に了解してくれず、依然として舊軍需品は一括

聯合軍の財産であるから内務省への移管に際しては總て日本政府への返還物資目録に登録すべきものとの主張である、従つて第二復員局としては之等特殊物件の處理に際しても極東海軍司令部の認許を俟つて之を進めて來たが其の移管報告には夫々仕分けを嚴にし特殊物件の性格を明確にして賠償の二重取り等を防止する如く努力中のものである第三の分類は終戦以後の調達品であつて食料、燃料、造修材料等不足を來した物件に就て其の都度國內割當を受け調達消費を續けて來たものであるから他の官廳が物件を調達して使用する場合と何等の相異が無い、従つて調達品のみは連合軍と關係なしに國內會計法規の定むる所に則ひ處理を進め差支無いものである

第二復員局は從來右三種の物件を一括帳簿に入れて整理し嚴正な規則と管理の下に之が出納に當つて來たので此の間何等の疑義をも有しなかつたのであるが、現物を保有して居ると謂ふ事自体が世間からは相當の疑惑を招き又幾多不正「ブローカー」等の暗躍の對象となつたこと

とは事實である

次で昭和二十一年九月頃となるや、管船引渡業務等は概ね終末に近附き掃海作業の前途亦漸く見透し得る様になつた所二復保有の物件數量には相當の餘剰を生ずることが豫想されるに至つた

此處に於て第二復員局は同年十月中央及地方に夫々物件處理委員會を設けし其の後の必要量並に在庫量等を詳細に調査検討を進める一方餘剰見込物件の處理方針に關し内務省とも協議の上 G・H・Q・G4 の意向をも確めた結果直接第二復員局の主務監督機關である O N P へ夫々申請の上許可を得る毎に所要の移管並に引渡手續を進めるのを適當とするとの結論に達した、斯くて第二復員局は昭和二十二年三月以來保有物件を第一種需品、第二種需品、被服、糧食、繕修材料及掃海關係要具の六品目に分類整理の上逐次之等の放出計畫に就き O N P へ申請した處繕修材料及掃海要具の外は概めて迅速に原案通認許されたので早速之を内務省（關連品は主務官廳）へ移管を進める爲所要の令達を

締結したのであるが各地方軍政部長又は局長の署名が加入して各地方復興員局と縣廳側との連絡にも若干の誤解を生じたりする等現物の引渡しは遅々として進まなかつた

二復としては之等離間打開の爲常に内務省との連絡を密にし、りり各地方軍政部に對し誠心誠意を以て折衝の結果遂次局面の好轉を遂げて現物が大規模に動き出したのは六月下旬（大湊の分は四月）からのものである、爾後物件の移管は概ね順調に進んで居るばかりでなく、一處分を留保されて居た掃海要具の放出も去九月十日附懸許され、材料亦内若干の資材を米海軍が直接取得するとの條件附で原來的な許可を得たのに伴ひ物資の放出は益促進を見るに至つた、此の年々間に於ける全保有數量の大約三分の一は之を處理し得たものと見て居る

而して我々としては遅くも十一月末には全物件の處理訓令の發行が下

する計畫であつた。陸軍第二復員局の廢止に伴ひ運輸省に於て業務を承
する掃海管船の任務遂行用として別枠として一々年分の充當費材を陸
軍總局に移管すべき旨の命令を受けたので其の數量算定は陸
外の期日を費消し一方國內政治情勢は物件處理に關する過去現在に亘
る追及愈急を告ぐるあり、地方内務省及運輸省に對する物件の管理に
之に伴ふ責任の所在、事務の分擔等益複雑を極めた爲我々として
く不眠不休の努力を致したのであるが之等を整理しつゝ處分令等の
部を發布し得たのは實に昭和二十二年十二月三十日の事であつた。

昭和二十二年十二月一日現在に於ける第二復員局保有物件の狀況並に
之が今後の處理要領

昭和二十二年十二月一日現在に於ける第二復員局保有物件の品種、數
額の全貌を示せば別冊の通である、勿論此の外にも遺納品にして未整
理の物件、帳簿外又は廢品等にして未だ調査を了しないもの及既往七
十五年間の所謂海軍の「ゴキ」と稱すべきものも若干は殘存するもの

と認められるから之等は出来得る限り早期に第二復員局の残務處理
關を以て整理處分を完了することと致し度い

現有物件の今後の處理（最終處分）要領に關しても別冊は明細に
して居る、而して本處理要領は今日迄係東海軍司令部並に内務省、理
轄省等とも種々爾後協議の結果去十二月二十三日係東海軍司令部の
許を得て訓令發布したものの集計表である

然し別冊は餘りにも複雑且廣範であるので此處に其の大要のみを
して見ると次の通である

第二復員局は昭和二十二年六月末現在に於て新規調達品を除外しても
約二億七千万圓（戰時價格）に相當する物件を保有して居た、故に更
に調達品並に雜品類を加算する時は同時機の保有財産は三億圓を若干
超過して居たことは略確實である、然るに七月以降に於ける放出品は
大体九千五百万圓乃至一億圓となる見込であるから現有物件は二億圓
有餘（被服、糧食を除外しても一億一千四百万圓）と推定出来る、之

が運輸省へ移管される分が一筆國有餘、内務省へ放出される分が萬一
万圓程度と見込めば先づ當らずと雖も短からざる數字であると認めら
れる、勿論此の金額は何れも戦時の標準價格であり、現在に於ては同
品類の相當量は殆ど價値の無い部門があるし一方現今の物價値上りに
依り被服類の如きは豫想以上に倍數を掛けなければならぬので右
時價格を以てする表現は全くの参考程度に過ぎないものである、これ
にせよ別冊に添へた最終處理に關する概算一覽表は配分の趨勢を概ね
適且に示して居る、之を参照しつつ別冊明細表を検討すれば一層明確
になる筈である

其結 言

以上述べる所觀念論に過ぎるかも知れないが具體的な數字は餘りに
大冊に過ぎるので要する場合は何時でも之を準備し得る旨を説明する
に止めた次第である、唯此の機會に舊海軍軍需品庫分を續く世論に出
し若干所見を附加して置き度い

(四)終戦時に於ける資源軍の不正事件に就ては前述した通であるが夫以後に於ても一、二件の物資横流し事件及數件の監禁事件を見た外物件處理は極めて嚴正態度に行はれて来たものと確信して居る、元より我々は終戦時の混亂を再現せず、海軍の最後の名を汚辱しない爲には凡有努力を傾注して来たのであつて物資缺乏の國家の現状にも鑑み終末處理の發令迄は飽く迄適正を保持したことは誠に欣びに堪へない次第である

(四)終戦時に於ける物資緊急處理を纏つて其の責任追及が益激化する傾向がある、勿論我々は其の當面の責任者として物件が他所へ移る迄の事項に関する限り決して其の調査を遅くするものではない、檢察廳を始めとする徹底的調査には飽く迄努力を盡すであらうし又若し不正の摘發に對しては正々堂々と之が責任を盡すべく覺悟して居る、然し乍ら閉廳前迄猶相當の物件を保有し且旬日の間に之が處分法を發令した第二復員局としては本命令の圓滑なる實行並に移管物件

の迅速適正な民生化に關しては過去の責任波及に比し遙に重大なる
關心と憂慮を抱きつつあるのが事實である。我々は組ての物件處
理の發令をも了し、其の行先への引渡しを終了して復員局の解体を
見たかつたのであるが遂に全物資の移動完了を見る事が出来なかつ
た事は誠に残念の至りである。

〔ハ〕所謂隠匿物資の對象となるべき數額に就き巷間に於ては舊海軍が
終戦時に保有した數量と閉廳前の保有量との差額であるかの如く傳
へられてゐるがこれは根本的な誤解である。何となれば右所論は第
二復員局が數万の海上勤務者に對し二々年間に亘り供給し消耗した
物件のことも、引渡難艇を整備した爲の材料供給のことも、終戦後
調達した物件のことも、昭和二十二年六月以降に於て大規模に物件
放出を實施したことを等をも全然知らない人の計算であるからである
勿論我々は舊海軍系から物件が放出された以後の情況に就ては權限
もなければ、責任も無いから二復から出た隠匿物資の對象數額に

關し責任ある數字を公示し得ないのであるけれども右の如き根本的
誤解に基いて恰も夫が十億圓内外にも上るか^の如く報導されること
は國外國內を連じ極めて悪質の影響を招來することを憂ふるもので
ある

(終)

1696

(別冊の附表)

第二復員局保有物件の最終処理に関する計算一覧表
(第二復員局本部十二月末作成(単位圓))

品 種	區 分	六月以降移管額	十二月一日 在 庫 額	十二月一日(消 品耗品は十二月末) の内務省移管額	の運輸省移管額	記 事
第一種 需 品	横須賀	2,478,123	3,345,038	613,663	2,731,375	
	吳	1,527,022	1,325,377	336,605	988,772	
	佐世保	1,396,412	4,766,247	3,604,068	1,162,179	
	舞鶴 大 阪	1,965,308 135,600	2,735,992 700,471	2,321,099 443,927	414,893 256,544	
	計	7,502,465	12,873,125	7,319,362	5,553,763	
海 要 具	横須賀	23,300	1,093,077	1,060,077	13,000	
	吳		21,746,250	2,928,013	18,828,237	
	佐世保		1,189,385	1,189,385		
	舞鶴 大 阪	2,407,464	2,945,797	2,897,797	48,000	
	計	2,430,764	42,251,495	10,517,971	31,743,524	
第二種 需 品	横須賀	250,285	780,533	127,122	653,411	
	吳	25,560	1,553,909	966,074	587,835	
	佐世保	279,324	5,578,953	3,271,824	2,307,129	
	舞鶴 大 阪	218,160 214,579	1,647,653 1,300,518	1,386,276 638,970	300,399 661,547	
	計	987,908	10,861,566	6,390,266	4,510,327	
燃 料	横須賀	6,810,556	241,374		113,544	厚生省 2,600
	吳	6,707,670	2,265,102			
	佐世保	6,314,777	147,510		72,160	
	舞鶴 大 阪	3,096,135 524,299	434,390 471,960	124,474	105,742 83,272	6,000 27,660
	計	23,453,437	3,560,436	124,474	374,718	

被服	横須賀 吳 佐世保 舞鶴 大阪 計	38,988,746 38,988,746	約1億圓 内外 (A)	約 2 (A1)	約 2 (A2)
糧食	横須賀 吳 佐世保 舞鶴 大阪 計	19,523,155 以上 19,523,155 以上	約千万圓 (B)	小部分 (B1)	大部分 (B2)
造修材料	横須賀 吳 佐世保 舞鶴 大阪 計	3,032,100 347,500 271,105 276,302 13,600 1,940,607	8,992,490 22,399,970 9,993,010 2,033,040 1,322,305 44,740,815	2,415,480 10,195,879 4,163,000 163,054 16,937,413	6,577,016 12,204,100 5,830,010 1,869,986 1,322,305 27,803,411
合計 (被服糧食を除く)	横須賀 吳 佐世保 舞鶴 大阪 計	10,594,364 8,607,752 8,261,618 7,963,369 888,078 36,315,181	14,452,512 49,290,608 21,675,205 9,796,872 19,072,240 114,287,437	4,236,342 14,426,571 12,228,277 6,892,700 3,505,596 41,289,486	9,974,796 32,722,488 9,371,484 2,739,020 15,177,957 69,985,743
+	(被服+糧食)	94,837,982	+ (A+B)	+ (A1+B1)	+ (A2+B2)
備考	1. 代價は終戦時の價格による 2. 造修材料需品等は爾後の逐納品整理に依り六月末の保有量に比し却つて増額したものである				

吳

1698-2

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

昭和二十三年二月二十七日

奥地方復興務成課部長

中國終戦連絡事務局長

廣島地方檢察廳吳支部長

廣海軍軍需品の處理經濟に就いて

別冊は國會の要請に依り終戦以來の軍需品處理機要を説明した覚書である
御参考迄に送付する

(終)

1699

司令長官 司令官 參謀長 首席參謀 幕僚
 通信參謀 司令部附
 班長
 補克 補克 補克
 電信部 電信部 電信部
 暗號部 暗號部 暗號部

日本

海軍電報起案譯文用紙

月	日	時間	時刻	作成時刻	作成者	電報	電報	發送所	發送所	發送所	發送所
								東京	ウ	ウ	ウ
通信文 平文 暗號 (無線 有線)								受 信 所 定 額			
今般建設院ニ移管サレル物件ノ最終處理ニ関シ左ノ 各項確實ニ實施サレ度 一 三月一日迄ニ所在地方庁ニ移管ヲ完了シ保管ノ 責任ヲ移讓スルコト 二 移管先ノ地方庁ヨリ領收証ヲ受取ルコト 三 移管完了ヲ連ニ中央ニ付シ電報ニ答スルコト 尚未決定ナリシ物品類造修材料ノ配分ハ二月二十 五日決定シ地方庁ニ通牒サレル事ナリ								24.30 25			
各復務處理部長								受 信 者			
分區 區 區								受 信 者			
1700								2260 K.C.			

殘一 點

司令官官 司令官 參謀長 首席參謀 幕僚 通信參謀 司令部附 通信參謀 副長 參直將校 關係者 通信長 電信部 暗號部

海軍電報起案譯文用紙

月	日	受信時刻	作成時刻	作成者	記事	香號	定	指	檢査所信	送所信	
							所	體	信	受	
<p>通信文 平文 暗號 () 無線有線</p> <p>渡信省水産局 石炭止戸割當ノ分ハ直ニ撤出 其ノ他ハ一括船舶公園保護管ニ當ルコトニ決定セリ 隨ツテ必要ナル保護管委員ハ該公園(或ハ其ノ代行 機関)ニテハ時吸收スルコトトナル予定ナリ 詳細ハ更ニ通知ス</p> <p>(終)</p>						者 信 者					
						者 報 受					
						分 區 類 整	者 信 發				
1701						整理番號	電波				K.C.

附表第一 (様式第一)

昭和二十三年三月六日

特別保備隊荒崎隊長殿

吳地方復員残傷麻痺品総務課長

引渡目録送付について

二月二十五日荒崎第五四號に依つて御依頼の引渡目録は昭和二十二年二月の分は見當らないから四月の分のみ送付します
前者は中央に送付してあるから中央に照會され度い

（終）

1702

昭和二十三年 二月 日

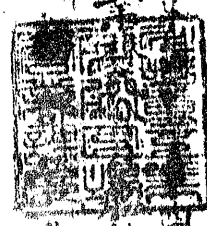
川崎重工業株式会社

川崎修業部 五〇九

庶務主任

吳美ニ復員の件

川崎重工業



業 務 部

第九號特別輸送艦用ウインチ及デリック到着報告ノ件

弊社修繕部テ改道ノ大洋漁業株式会社第九號特別輸送艦用トシテ波止
濱船渠株式会社ヨリ左記ノモノガ到着シマシタノデ御報告申シ上ゲマ
ス

記

一、デリック

參本

一、ウインチ

參台（内一合ノハンドルレバー一本破損ス）

一、到着月日

昭和二十三年二月五日

以上

1703

日 本 政 府

吳管第269號

昭和三十三年三月八日

總務部調査課長殿

廣島財務局吳管財支所

轉用物件受領報告にツいて

標記の件別紙受領報告書の通りであります

ますより報告致します

(各)

1704

受領報告書

関係並會者

地方事務分所

市町村事務分所
吳地方事務所
事務課長

警察 備 復員事務官的川令送
印

指令第

號許可證を持たせしむ

住所

吳市東二河通三丁目六番地

氏名

廣島財務局 吳管財支所長



に対し左記の通り現品相及しるは付報告致しませす

昭和二十三年 月 日

總務部 調査課長 殿

左記

(裏面を使用の事)

1705

1705 1704

机 兩 持
袖 子
机

或 是 舞
個 個 個

1706

受領證

和二十二年 月 日附指合較海第 號以下
許可相成候轉用申請物件之裏面事項了承
受領候也

昭和二十二年十月六日

住所 吳市東三河通三丁目六番地
氏名 廣島縣務局長
相原 三郎



島縣知事

楠瀬常楯殿

定価 格	其他必要 事項	轉用 条件	数量 目 所	目的
一般会計に つき無償保 轉			椅子 参 個 両袖机 壹 個 机 貳 個	

1708

受領證

昭和二十二年 月 日附指令松海第 號以下

許可相成候轉用申請物件之裏面事項了承
受領候也

昭和二十二年十二月六日

住所 吳市東三河通三丁目六番地
氏名 廣島鐵務局吳管線支所長
柏原 三郎

廣島縣知事 楠瀬常祐殿



1709

決定価格	事項 其他必要	轉用 条件	品目 数量 所在場所	使用目的
一般会計に つき無償 保轉			椅子 参個 両袖机 壹個 机 壹個	

1710

河野

三 遺物部 第十五編

昭和二十五年四月十二日

各地方官廳遺物部部長殿

原省長官廳遺物部三 遺物部部長殿

遺物部部長殿 保有物品中不要品の整理要領
の件 通知

各遺物部部長殿 保有物品中不要品が整理されたことは左の要領により整理することゝに定められたから了解されたこと

なお本件は建設院遺物部部長殿に了解済みである

一 整理を要する物品を生じた場合は別紙様式により調査二編を第二職員
用遺物部部長殿に提出しその指示により整理する

二 特殊物件は第二職員用遺物部部長殿の指示により都道府県廳に保管移
換する

但し特殊物件の整理に於いて特に必要とする物品に於き第二職員用遺
物部部長、特殊資料部部長間で協議の上遺物部部長から特殊(資料)
部に保管移換することゝが出来る

購買品は第二役員局事務課長の承認を経て所管の内に保管轉決
（持下）を行う

但し海軍省関係に保管轉決する場合を除き指定在庫資料、指定配
給物資等統制資料の在庫は関係業務課の了解を得て實施する

別紙

海軍省関係
統制資料
指定在庫資料
指定配給物資
統制資料
保管轉決
承認
第二役員局事務課
長
承認
第二役員局事務課
長
承認
第二役員局事務課
長
承認
第二役員局事務課
長

通信長
電信部
肝號部

司令官
參謀長
首席參謀
幕僚

通信參謀
司令部附

司令官
參謀長
首席參謀
幕僚

海軍電報起案譯文用紙

月	日	受信時刻	作成時刻	作成者	記事	電報	整理番號	番號	定指	發送所	發送所
								所	處	信	受
<p>通信文 平文暗號 () 無線 有線</p> <p>取計ハ度シ</p> <p>今ニテ差支ハシモ範圍ニ於テ更ニ改定ス</p> <p>籠</p>								者 信 着			
								者 報 受			
								分區整理		者信發	

附表第一 (様式第二)

1715

吳復第六九號

昭和二十三年三月十七日

吳地方復興殘務處理部長

中興終戦連絡學務局長殿
廣島地方檢察廳吳支部長殿

廣海軍軍需品處理に關する報告の追加について

先般送付しました廣海軍軍需品處理に關する報告書に別表を追加されたい

3-17 道正

1716

汚水班
又

吳地掃第五號一九
昭和二十年三月九日

吳地方掃海部長

總務部長殿

塗料讓渡ノ件照會

海外船隻掃海丹艸船体塗料トシテ左記塗料讓渡方至急御取計相成度

品名	数量	品名	数量
一、蠟色塗料	九〇〇升	五、ボイル油	一〇〇〇升
二、錆止(ラヂン)塗料	六〇〇升	六、ラック	一〇〇升
三、ドライヤー	一〇〇升	七、ラール	五〇〇升
四、亜麻仁油	五〇〇升		

123号
全部が一回
送カハル

備考
右塗料ハ旧土空機接收目録中上下録リ島倉庫格紙中ニ

四一〇
陸軍省

海

終

.1717 26-1-14

蒸気機関車 三月中所要数量 21-3-2 調 營業部造修課

1711

修理場所	種別名	指定 増加数量	引当全種別及数量 (個)						記 事	
			5 升	1 斗	2 斗	3 斗	4 斗	5 斗		6 斗
呉王	葛城 ES 81	8,000 ⁴ 300						3		一、 二、 三、 本表、 後、 作、 表、 入、 局、 登、 布、 三、 月、 中、 修、 理、 予、 定、 表
、	、 11	300	1			1				
、	、 227	300	1			1				
、	、 8	300	1			1				
、	早崎	300	1			1				
、	氷川丸	600		1				1		
向島	汐風	1,000				2		1		
、	朝嵐丸	1,000				2		1		
、	スミレ丸	300	1			1				
江部	葛城丸	600		1				1		
、	辰端丸	1,000				2		1		
、	丁羽 16	1,500				1		1	1	
笠戸	筒筋	300	1			1				
、	ES 194	300	1			1				
、	晴晴丸	300	1			1				
、	ボゴダ丸	1,000				2		1		
、	大栄丸	600		1				1		
波止浜	ES 158	300	1			1				
、	T 9	1,500				1		1	1	
合 計			10	2	18	2	12	2		

3月

業 冊

吳復審席第七〇號

昭和二十一年二月二十八日

吳地方復員局審品部長

終戦連絡事務局沖原復員官殿

電ノ川燃料置場ノ残油使用ノ件 敬願

首題ノ件江田島地區、電ノ川燃料置場内第二九番タンク（容積一万二千瓩）ハ以前大豆油ヲ格納シアリ、終戦前空積トナリタルモ尙「タンク」底出口管以下ニ少量ノ残油アリ。該油ハ「ポンプ」エテハ取出不可能ナルヲ以テ「リスト」ニハ記載セザリシモ「マンホール」ヨリ汲出セバ幾分使用可能ト認ララルヲ以テ之ヲ復員輸送業務ニ充當致シ度ニ付吳地方復員局ニ譲渡方取計相成度

進而電ノ川燃料置場ハ昭和二十年十二月二十六日接收済ナリ

（終）

海軍

1720 1719